

京都市告示第466号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成26年12月19日

京都市長 門川大作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	大塚水0042号	山科区大塚元屋敷町61番地の2地先 同町61番地の1地先	
2	大塚水0043号	山科区大塚元屋敷町72番地の2地先 同上	
3	勧修寺水0112号	山科区勧修寺御所内町17番地の1地先 同上	
4	大枝水0034号	西京区大枝沓掛町9番地の1地先 同町9番地の4地先	
5	大枝水0035号	西京区大枝沓掛町9番地の68地先 同上	
6	大枝水0123号	西京区大枝沓掛町9番地の38地先 同町9番地の1地先	
7	大枝水0127号	西京区大枝沓掛町9番地の12地先 同町9番地の1地先	

(建設局土木管理部道路明示課)